

令和 5 年

## 寒川町教育委員会会議録

### 3 月 定 例 会

日 時：令和5年3月22日（水）

午後1時30分 ～ 午後3時25分

場 所：東分庁舎第3会議室

出席者

#### <教育委員会>

|          |         |         |
|----------|---------|---------|
| 教育長      |         | 大 川 勝 徳 |
| 教育委員 1 番 | 布 谷 あけみ |         |
| 2 番      | 小 川 雅 子 |         |
| 3 番      | 山 本 博 司 |         |

#### <事務局職員>

|               |         |
|---------------|---------|
| 教育次長          | 内 田 武 秀 |
| 教育政策課長        | 高 橋 陽 一 |
| 学校教育課長        | 黄 木 悟   |
| 教育施設給食課長      | 水 越 豊   |
| 教育政策課専任主幹     | 押 味 亨   |
| (兼) 学校教育課専任主幹 |         |
| 町民センター館長      | 別 府 拓 自 |
| 総合図書館長        | 岩 渕 麻 子 |
| 書記            | 千 野 あずさ |

## 寒川町教育委員会定例会（3月）議事日程

### 1. 開 会

### 2. 会議録署名委員の指名 山本委員 布谷委員

### 3. 教育長報告

### 4. 社会教育施設報告 ①公民館報告（資料1） ②総合図書館報告（資料2）

### 5. 委員報告

### 6. 協 議 ①令和5年度教育委員会委員の活動（案）について（資料3） ②寒川町立小・中学校の適正化等について（資料4）

### 7. 議 事 議案第6号 令和5年度重点施策について 議案第7号 令和5年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について 議案第8号 寒川町学校給食費の管理に関する規則の制定について

### 8. その他 ①令和5年度小学校の給食回数について（資料 5）

### 9. 閉 会

## 1. 開 会

(教育長)

皆さん、こんにちは。今日、大森さんはお仕事の関係で、現在こちらに向かっていますが、遅れる又は間に合わない可能性もあると連絡をいただいていますので、先に始めさせていただきたいと思います。

ただいまの出席者は4名ですので、定足数に達しています。

これより寒川町教育委員会3月定例会を開会します。

本日の会議日程は、お手元に配付したとおりです。

## 2. 会議録署名委員の指名

(教育長)

本日の会議録の署名委員は、1人目は山本委員に、2人目は順番ですと大森委員ですが、今まだいらしていませんが、間に合えば大森委員に、間に合わないければ布谷委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。

(布谷委員・山本委員)

はい。

(教育長)

よろしくお願いします。

## 3. 教育長報告

(教育長)

次に、私のほうから教育長報告をします。

今回は卒業式がありましたが、卒業式のことからまずお話をさせていただきます。

本当に穏やかな天気恵まれた3月8日の水曜日、町内の3中学校の卒業式が行われました。昨年度までと同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、来賓や在校生の列席は控えていただいた中での実施となりました。一方卒業生については、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、呼出しや合唱などを除いてマスクの着用は求めず、卒業生による歌などの発表を最大限優先し、3年振りに再開する形式を取りました。様々な工夫が凝らされていて、感動的な演出があり、卒業生の思い出に残る式になりました。

また、今度は小学校のほうは3月17日に町内の5つの小学校で卒業式が行われました。これも大変暖かく、春らしい日差しに包まれて、卒業する子どもたちや見守る先生方の表情に笑顔や優しさが満ちあふれており、とても暖かい雰囲気 of 式となっていました。中学校同様、卒業生については新型コロナウイ

ルス感染症の感染対策を講じた上で、呼出しや合唱などを除いてマスクの着用は求めず、卒業生による歌や一人ひとりの言葉も盛り込まれ、卒業生を中心とした、6年間の成長が感じられるすばらしい卒業式になりました。

これまでの3年間は、様々な制限がある中での卒業式でしたが、今年度は国や県の方針を踏まえ、さらに制限を緩和して行うことができましたが、一部の制限に理解を示してくれた児童生徒はもちろんのこと、保護者や学校関係者には本当に感謝を申し上げたいと思っています。

3月24日は、この次の金曜日ですが、終業式が控えています。子どもたちにとって成長の節目となる終業式であることを願っています。

卒業式関係は以上です。

次に、新型コロナウイルスの感染状況及び対応についてですが、3月17日に、国から新型コロナウイルス感染症への対応に関わる4月1日以降の通知が示されました。その後、国の通知を踏まえ、県の通知が今週示されました。これらを踏まえて、今週中に町教育委員会として今後の対応について保護者宛て文書を作成の上、発出し、周知を図りたいと思います。町教育委員会としましては、国及び県の方針を踏まえるとともに、学校現場の混乱を招かないよう配慮しながら、対応について示していきたいと思っています。

また次年度の入学式については、児童生徒だけでなく、出席者全員がマスクを着用しなくてもよいことになっています。歌なども特に制限は設けないこととなりました。しかしながら、来賓の出席については時間的に依頼するには困難なことから、卒業式同様、学校設置者のみの臨席としました。子どもたちにとって、小中学校の最初の日、子どもたちの安心・安全を確保しつつ、可能な限り制限を設けず実施することとしています。各学校は、子どもたちの新生活の幕開けとなるすばらしい入学式となるよう、準備を進めているところです。

卒業式、入学式は以上です。

次に、学力向上についてです。学年末になり、各学校で基礎力定着度確認問題に取り組んでいます。その結果を分析しながら、学習内容の定着が弱いところを中心に復習し、基礎力定着度問題に取り組み、苦手なところを見つけ、復習を行い、今年度の学習内容を児童生徒にしっかり定着させるとともに、次年度の指導の重点や研究に生かしていこうとしています。

中学校ではさらに学年末試験を自己分析させて、レポートを提出させ、生徒自身が自分の苦手分野を分析するようにしています。校内研究では、多くの学校で年間のまとめとして全体会を実施しています。その中では、今年度の校内研究の振り返りを行いながら、来年度に向けた課題の整理も行っているところです。

次に、いじめ・道徳教育についてです。今月もこれまでに大きないじめ案件の報告はありません。各学校では新年度に向けて、新学年、新学級となるため、児童生徒に関する引継ぎを遺漏なく行い、円滑な児童生徒指導につなげていくところです。

道徳教育については、1年間各学校で特別の教科道徳を計画的に実施してきました。多くの教員が関わり、児童生徒の規範意識が高められるように取り組んでいるところです。道徳の時間のみならず、日常の活動や教科の授業の中でも指導するようにしているところです。

次に、外国語教育の推進ですが、各学校では、英語科教員や英語専科教員、そして外国語担当教員（FLT）らが綿密に連携し、外国語教育を実施してきました。学校評価にて、英語が楽しくなったという記述があったとの報告も受けています。また、小谷小学校では年度途中でFLTが交代しましたが、授業だけでなく、児童の対応もしてくれて、結果的にはとてもよかったとの声をいただいています。

なおこのたび、以前の4名体制のときから勤務するFLT1名がご懐妊されたということで、今年度をもって退職することとなりました。以前から勤務していた4名のFLTにとって、会計年度任用教員の任期の切れ目であり、これまで勤務していたFLTを含めて募集をかけていたところでした。

すぐに新規で応募してきた方の面接を実施し、4月から新たなFLTを迎えることとなりました。カナダ出身の男性です。そのFLTですが、公立学校での指導経験もあり、非常に温和で真面目な人柄で、児童生徒や教員にもすぐに溶け込んでくれるのではないかと期待しているところです。これでFLTも、アメリカ合衆国、イギリス、オーストラリア、カナダ、ルーマニア出身となり、国際色豊かで、指導の専門性の高い人材に恵まれているなど感じているところです。

さて、ICT教育の推進についてですが、中学校を中心にタブレット端末の持ち帰りを実施し始めました。生徒たちは、eライブラリとかロイロノートによる課題や、寒川町が先んじて導入した、MEXCBT（メクビット）と呼ばれる国が開発した学習システムによる課題などに取り組んでいます。今後実施上の課題も出てくると思いますので、学校と連携しながら円滑な運用につなげていきたいと思っています。

最後に支援教育についてです。学年末になり、各学校では不登校の児童生徒や保護者と連絡を取り、新年度に向けた話し合いを進め、つながりを持つようにしています。あわせて校内においては、新年度に向けて、個別支援を要する児童生徒についての現状と対応について会議を行っています。不登校の児童生徒のうち、卒業式に出席できたという報告も各校から複数受けています。

教育委員会としましては、新年度に向けて、相談件数が年々増加している町の心理相談員の勤務日数を70日から100日に増加するよう、予算案に計上しています。さらに、スクールカウンセラーが県や町内中学校に計4名配置されているところですが、新年度から新たに1名増員されることに伴って、今年度試行的に町内小学校にも一部派遣しましたが、今月は月2回程度を目安に定期的に派遣し、近年の小学校におけるニーズにも対応し、支援体制をより一層充実させていきたいと考えています。

以上で教育長報告を終わりますが、何か質問等はございますか。よろしいで

すか。

ごさいませんようでしたら、これで教育長報告を終わりにさせていただきたいと思います。

#### 4. 社会教育施設報告

(教育長)

それでは次に、社会教育施設、公民館、総合図書館からの報告をお願いします。まずは公民館からお願いします。

(町民センター館長)

それでは公民館からご報告をさせていただきます。

初めに、2月に実施をしました主な事業についてご報告いたします。

町民センターの新規事業「ホールまるごと体験会」ですが、ホールの様々な機能全般について知ってもらうことにより、ホールの新規利用者を増やすことを目的に実施いたしました。動画を投影した映像体験ですとか、映写室からの照明操作の体験、ひな壇を实际組んでいただくような設営の体験などを行いました。ホールの特性を理解した上でよりよく利用してもらうためには、このような機会は必要であり、舞台を裏で支えるスタッフからの説明をじかに聞いたことで、町民センターホールへの親しみを持ってもらうこともできたと思っています。

同じく新規事業「リラックス・ティータイム」でございしますが、町民センターレストランは土日営業していませんので、そのレストスペースの有効活用を図るとともに、町民の方々の新たな交流の場を創出するために実施しました。初回となる今回は、見ず知らずの人同士でも交流できるよう、ゲームと飲物を用意しました。今後はミニ・イベントも開催していく予定です。まだ手探りの段階ですが、様々な方々に気軽に利用してもらえるスペースづくりを工夫していきたいと思っています。

北部公民館のシニアクラスの第6回目は、「カラダと健康」をテーマに、タイ式ヨガの呼吸法を学びました。体中に新しい酸素を取り入れることで、血流を促し免疫力を高めるというもので、南雲佑子さんの指導により、自分でできる健康増進法を体験しました。講座修了後、参加者からは、「体が温かくぽかぽかします」、「全身が気持ちいい」などの感想があり、呼吸法の効果を実感していました。

南部公民館の「親子でミニリトミック体験」ですが、音楽に合わせて走ったりジャンプしたりして、体全体を使ったリズム遊びを楽しみました。冬をテーマとした内容で、小さくちぎった新聞紙を雪に見立てて降らせ、ビニール袋に新聞紙を入れた雪だるま作りなどを行いました。

続いて、4月の主な事業予定についてご報告をします。

町民センターの新規事業「はじめてのファミリーキャンプ講座」ですが、こ

こちらは昨年人数が集まらず延期となったものを、改めて取り組むものです。これは、これから家族でキャンプを始めたい方を対象に、キャンプの楽しみ方や注意点、キャンプ道具の使い方など、キャンプの基本を学びます。講座は午前10時から12時までですが、希望者を対象に、テントの設営実践講習を12時から実施します。講師は日本オートキャンプ協会公認のインストラクター2名で、これまで公民館を利用したことのない若い世代の取込みを目的とします。

同じく新規事業です。「特殊詐欺被害に遭わないために」は、茅ヶ崎警察署生活安全課に講師をお願いして実施します。令和4年1月から11月まで、茅ヶ崎署管内における特殊詐欺被害者は、県内でワーストを記録したとのことです。被害を未然に防ぐために、詐欺手口や防衛対策について説明をしていただきます。

北部公民館の「和菓子作り教室」は、町内在住の小学生以上を対象に、和菓子職人の指導による上生菓子作りを行います。講師は倉見・吉祥庵の黒田和比古さんです。黒田さんは和菓子の品評会で6年連続入賞されています。

最後でございます。南部公民館の「子どもクッキング教室」は、町内在住の小学生を対象に、公民館職員の指導で母の日のチョコチップマフィン作りを行います。作ったお菓子の試食はなしとし、全て持ち帰ってもらいます。

公民館からの報告は以上です。

(教育長)

ありがとうございました。ただいまの報告で何かご質問等はございますか。よろしいですか。

ご発言はないようですので、次に総合図書館からお願いします。よろしくお願いします。岩淵館長、お願いします。

(総合図書館長)

それでは、寒川総合図書館の2月のご報告をします。

まず、図書館利用状況、開館日数ですが、総合図書館、南北分室ともに24日で、来館者数は合わせて1万8,273人となっています。昨年2月と比べますと97.7%でした。貸出件数は合わせて2万2,290点、去年2月と比べますと87.7%です。

続きまして、2月の事業実績について説明します。

まず展示について1点。絵本小規模企画展示の「おかしだいすき」では、2週間という短い期間ながら、多くの貸出しがありました。チョコレートを題材にした絵本のほか、ドーナツやホットケーキなど色々なお菓子の絵本を用意したのですが、色が鮮やかな華やかな表紙の絵本が多く来館者の目につきやすく貸出しにつながりました。

次に、おはなし会についてです。「土曜日おはなし会」では、保護者の特に男性の方の意見を取り入れて、2月4日から、おはなしの部屋ではなく、児童

コーナーの一角で、親子で参加可能として行いました。それまではコロナ禍ということで、おはなしの部屋で子どものみの参加としていましたが、親が近くにいることで安心するのか、おはなし会の最中も落ち着かない様子の子どもはならず、集中してお話を聞いている姿がありました。

続きまして、次のページ、「おはなし会よみきかせ講座」についてご報告します。講師として茅ヶ崎図書館で活動されているボランティア団体の方3名を講師として招きまして、2日間行いました。1日目は、おはなし会の意義や絵本の選び方など基礎となる座学を、2日目には、3グループに分かれて全員が読み聞かせの実践を行いました。参加者の中には現在も活動されているボランティアの方もいらっしゃいましたが、今までボランティアとして活動していたが知らないことも多く、今回参加してよかった。など、勉強になったというご意見を多くいただきました。

その下の防災訓練・防犯研修は、2月20日に全体研修として、平日夕方の開館中に地震と火災が起こったことを想定した訓練を行いました。夕方のスタッフが少ない状況で、障害のある方や杖をついている方、車椅子利用の方がいた場合、どのように避難誘導するかを体験し、それが終わりましたときにはスタッフ同士で意見交換も行いました。そのほか、さすまを実際に手に取ってみたり、各カウンターに設置されている防犯ブザーを実際に作動させ、その音を確認めたりという防犯訓練も行いました。不特定多数の方が出入りする図書館ですけれども、何かが起こったときに少しでも慌てないように、今後もこのような訓練を重ねていきたいと思っています。

その他の中にございます「さむかわジュニア司書活動」として、2月11日には、おはなし会の読み手としてジュニア司書の方1名に参加していただきました。ジュニア司書の方は絵本と大型本を読みまして、またお話の合間に手遊びとして、「おべんとうばこのうた」も一緒に行っていただきましたが、落ち着いた雰囲気の中、聞いている子どもたちは特に違和感もなく、静かに集中して聞いている姿がありました。

続きまして、3月の事業についてです。講座としては「回想サロン」を3月8日に、それから「さむかわジュニア司書活動」というものを3月11日、3月19日に行います。

図書館からの報告は以上となります。

(教育長)

ありがとうございました。ただいまの報告で何か質問等はございますか。よろしいですか。

ご発言はないようですので、それではこれで社会教育施設からの報告を終わりにしたいと思います。両館長、ここでご退席ください。どうもご苦労さまでした。

<両館長退席>

## 5. 委員報告

(教育長)

それでは、次に委員報告になります。教育委員会を代表して出席等していた会議の報告等があればお願いいたします。山本委員。

(山本委員)

2月22日に総合体育館で行われた、青少年問題協議会に出席しました。町長と教育長も同席ということでしたが、ヤングケアラーについての研修会でした。学校での現状というのを考えてみたときに、あの子もそうだったのかな。と思うようなケースが例としてたくさん出されていました。寒川町の中でも、このヤングケアラーについての対応というのは喫緊の課題になってくるかもしれない。以上で報告を終わります。

(教育長)

ありがとうございます。今度は町として取り組むべき事項となります。まだ検討中ですが、大切なことだと思います。

他にはどうでしょうか。よろしいですか。

では、ないようですので、これで委員報告を終わります。

## 6. 協 議

(教育長)

それでは次に、協議に入りたいと思います。本日の案件は2件です。それでは、「令和5年度の教育委員会委員の活動について」を協議したいと思います。事務局から説明をお願いします。高橋課長。

(教育政策課長)

それでは、令和5年度の教育委員会委員の活動についてご説明申し上げます。

年間の教育委員会委員の皆様の活動につきましては、皆様のご意向を反映させた形にしたいということで、本日はこちらのほうでつくらせていただきますが、素案をご覧ください、今日は決定せず、内容を確認いただき、次回の4月の定例会時に改めて皆様からご意見を持ち寄っていただき、改めて協議の上、決定してまいりたいと思います。

では、資料3をご覧ください。事務局案でございます。内容といたしましては、大きく3つの項立てとしています。

まず1点目、視察でございますが、今後コロナ等の影響を受ける可能性はありますが、基本的には実施する方向で考えております。また、町教育委員会では

は、ICTやFLTなどを推進すべき事業ということで力を入れていますので、タブレットを活用した授業や、FLTの指導状況を何らかの形で視察をしてはどうかということで提案させていただきました。

また、適正化の関係で、本年の7月の末までには、教育委員会として現時点での内容もあると思いますけれども、一定の結論を出していくということがありますので、今後、より具体的なハード面、ソフト面の検討に引き続き入っていく予定でもあることから、「新しい時代に求められる学校施設」といったことですとか、また小中一貫も目指していく、導入していくということで、施設分離型を推進している自治体や学校などについて、視察をしてみてもどうかということにさせていただきました。

続きまして、2番の調査研究会につきましては、これまでも勉強会的な場ということで適宜開催してきておりますけれども、令和5年度につきましても、小中学校の適正化の基本計画の関連での開催をしてはいかがかというふうに思っています。

それ以外の内容として、これは例年開催しているものが中心となってまいりますが、年度初めには、教育委員会事務事業の点検・評価に関する調査研究、また新年度予算に関するご説明、勉強会といった内容、また2年次教諭との意見交換会といったことを、例年どおり入れさせていただいています。

最後、3番の研修会につきましては、予定ということで、記載のとおり県市町村教育委員会連合会など、教育委員会関連などへの参加ということを用意してまいりたいと考えています。

以上、本日ご提示させていただきましたものは、あくまでもたたき台といたしますが、案でございますので、皆様の協議の題材にいただければと存じます。ご説明については以上です。

(教育長)

ありがとうございました。説明が終わりました。

黄木課長。

(学校教育課長)

補足説明をします。2番の調査研究会の件ですが、今予定となっておりますが、この他にも、実は令和6年度から新しい教科書が使用されるということで、それに伴いまして、令和5年度、次年度に、教科書採択を小学校に関して行っていかなければなりません。そういったことで4年前にもご協力いただいたところですが、小学校の教科書採択に向けての調査研究会を行っていきたいと考えていますので、ご承知おきください。

(教育長)

よろしくお願いします。説明が終わった後、この活動(案)につきましては、事務局からもありましたように、4月の定例会で再度協議した上で確定してま

いりたいと思いますが、ここで何かお考えだとかご希望等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

ごさいませんようでしたら、先ほど申し上げました、本日出されたこの意見等を4月の定例会で改めてまた出ささせていただいて、承認してもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これで令和5年度の教育委員会委員の活動についての協議を終わります。

次に、寒川町小・中学校の適正化等についての協議をしたいと思います。事務局から説明をお願いします。押味専任主幹。

(教育政策課専任主幹)

寒川町立小・中学校の適正化等について、この資料4と4-1とによりご説明させていただきます。

資料4は、報告書なのですが、これまでの定例会でもご説明させていただいておりますので、説明を省略し、今日はこの資料4-1の小中一貫教育導入に向けての具体の検討内容を中心にご説明をさせていただきます。

こちらは、報告書に対する資料としての位置づけとなっています。

公共施設再編計画で8校から6校へとされ、これを受け、検討委員会でも色々と検討しているところですが、学校適正化等を進める中で、小中一貫教育について、内容を検討し、町として進めていきたい、といった方向性を打ち出しているものです。

今後具体的に報告書が策定された後の動きになると思いますが、小中一貫を検討する際の進め方の一つとしてお示ししている資料となります。

資料をおめくりいただいて、①番、小中一貫教育導入の意義といったところから、②番、小中一貫教育を推進する上での成果と課題、③番、小中一貫教育の制度設計、④番、小中一貫教育の導入・推進の課題、めくっていただきまして、⑤番、小中一貫教育の取り組み段階、⑥番がカリキュラム作成例と学年段階の区分、⑦番、系統性・体系性に配慮した教育課程の例、⑧番、施設分離型で小中一貫教育を推進している例、最後、⑨番、本町における小中一貫教育推進スケジュールのイメージとあります。

この①から⑧につきましては、国が出している小中一貫教育についての資料や、先行的に取り組んでいる自治体の事例を紹介していますが、これまで、検討会等で資料としてお示ししているもので新たにお出ししたものではありません。

⑨番の寒川町として今後こういった形で小中一貫教育を進めていくかのスケジュールにつきましては、新たにお示ししている所ですので、色々のご意見をいただけたらと思っているところです。

それでは、資料の最初に戻り、全体について簡単にご説明させていただきます。

①小中一貫教育導入の意義ということで、求められる背景・理由として6点

掲げられています。

義務教育の目的・目標の創設ということで、国の様々な学校教育法の改正や、学習指導要領においても、小学校と中学校が連携し、お互い共通の目標を持って動いていきましょう。という流れが大きくなっています。そのような背景を受け、小中一貫教育を推進していこうというのが、平成19年の学校教育法の改正において目標が新設されています。

また、教育内容や学習活動の量的・質的な充実、発達の早期化等に係る現象、「中1ギャップ」、不登校や問題行動等、そういったことも、小学校から中学校に上がる時期との相関があります。また社会性育成機能の強化の必要性。また学校現場の課題の多様性・複雑化というところも、求められる背景・理由としてあります。

寒川町の小学校、中学校ともに、全国学力・学習状況調査等の分析結果から明らかになっているのですが、思考・判断・表現をあわせ、考えて答えを出すといったことが共通の課題と捉えています。

また、小学校から中学校に上がるところでつまずき、不登校になる生徒も若干増える傾向があります。そういった課題に対しての一つの手段として、小中一貫教育を導入して、改善を図ることが求められているところです。

続いて、小中一貫教育を推進する上での成果と課題ですが、国が出している実態調査の結果では、成果として、いわゆる「中1ギャップ」が緩和された、上級生が下級生の手本となろうとするような意識が高まった、または小中学校の教職員間で互いのよさを取り入れて協働して指導に当たる意識が高まったとされています。

一方で課題としては、教職員間での打合わせ時間の確保が難しい、いわゆる研修時間の確保、児童生徒間の交流を図る場合の移動手段や移動時間の確保などが課題となっています。その他、どうしても最初の導入のところでは、教職員の負担感や多忙感があるとされています。

続きまして、③番の小中一貫教育の制度設計ですが、寒川町で今目指すものとしての小中一貫教育は、右側の小中一貫型、小・中学校の施設分離型というものを念頭に置いて、検討しているところです。施設は分離ですが、大きな小中一貫教育の目的である、義務教育9年間を連続した教育課程と捉える、ことが非常に大事で、9年間を見通して目指す子ども像を共有し、子どもを育てていくことが大事になると思います。

続きまして、④小中一貫教育の導入・推進の課題ということで、導入の目的をしっかりと共有することや、ただその目的だけではなく、目標設定や推進の条件、バックアップ体制をどのようにするか、学校現場や教職員の先生方と連携を取っていくかなどの、進めていく上での体制の構築といったものが非常に大事であると考えます。

続きまして、⑤小中一貫教育の取り組みの段階ですが、これはあくまでも例示となります。まず第Ⅰ段階として教職員の交流をしていこうというものです。第Ⅱ段階としては日常的な乗り入れ授業の実施として、主に中学校の先生

が乗り入れをする。これは、小学校における教科担任制が進むことを踏まえ、日常的に交流をしていくものです。さらに第Ⅲ段階として、接続する区切りにおける一体化の深化を行います。先行自治体によると、小学校段階と中学校段階の区切りが、小5、小6、中1にあるとされていますので、まずは第Ⅰ段階、をしっかりと踏まえ、徐々に段階をアップしていくことが大切だと考えています。

続きまして、⑥番のカリキュラム作成例と学年段階の区分です。先進的に小中一貫を導入しております呉市のカリキュラム作成を例示しています。

続きまして、⑦番、小学校段階と中学校段階で系統配列一覧表となりますが、三鷹市の例です。こういったものを作成することで、小学校段階の力を考え、先生がより現場で指導しやすくなるとされています。

続きまして、⑧番施設分離型についてですが、これは八潮市の例です。これは、寒川が目指す施設分離型に近いものということで、参考として例示しています。八潮では6部会の組織を作り、小中一貫教育の推進に当たりました。

続いて最後の⑨番として、このような他自治体の様々な事例を参考に、寒川町として小中一貫教育を、今後どのように進めていくかのスケジュールを、あくまで例示として記載しています。まず教職員の先生方と委員会がしっかりと連携しながら、情報を共有しつつ、緩やかな小中一貫教育の導入を目指す、早急に小中一貫を進めるというわけではなく、しっかりと土壌を整えまして、そこから段階を経て、目指す小中一貫教育につなげられたらと考えています。

この第Ⅰ期と第Ⅱ期という形で分かれています。第Ⅰ期は早くて2023年、次年度から2040年までとしています。

第Ⅱ期につきましては、細かなスケジュールも出していますが、2040年以降の内容という事で、適正化等が進み、町内小中学校が6校体制になりますので、2040年以降は1つの中学校と2つの小学校といった、6校体制のブロック制の小中一貫教育の推進を図ることになります。

1年目から16年目といった壮大に長い計画のスケジュールになりますが、こういった形で小中一貫教育を目指していきたいというものです。

下表は、1年目から4年目は「小中一貫教育の準備・研究」を行う期間と想定しています。寒川町が何を課題としているのか、職員の先生方や委員会と、再度確認するとともに、課題の分析にも、4年ほどかかるものと仮定しました。

既に小中一貫教育を導入している自治体がありますので、先進的な自治体の視察などを最初の4年で行い、イメージの導入・共有を図り、そうした取り組みの検討や準備をする機関として「小中一貫教育推進準備委員会」の立上げも行います。

続きまして、次の4年間では、「小中一貫教育の導入期①」として、教職員の交流促進を図ります。今でも町内小中学校8校では、寒小中研などで様々な交流を図っていますが、小中一貫教育の導入の初期となりますので、丁寧に進めるため、改めて交流を深め、授業参観や授業研究協議会等で、児童生徒の情報交換や指導についての相談、さらに小中合同行事の乗り入れを双方の協力の

もと行っていきたいと思っています。

1か所修正がございます。下から2行目の「導入期3年目」は、「4年目」の誤りです。申し訳ございません。最後の4年目で、行ってきた成果と課題を検証することとし、導入して、うまくいっているところとっていない面が出てくると思いますので、検証をしっかりと、次のステップに進めることを想定しています。

同様に次の4年間「小中一貫教育の発展期②」では、9年間の目指す子ども像の共有、教育目標や系統性、体系性に配慮した教育課程の検討を行います。9年間の教育課程の作成は、小中一貫教育の大きな目的だと考えますので、しっかり丁寧に現場の先生方と協力しながら、そういった目指す子ども像の共有といったものを行っていきます。ここでも、4年目では、成果と課題を検証して、次のステップに進むこととしています。

最後の6年間「小中一貫教育の定着期③」では、3年ごとの検証と見直しといった形で、現場の先生方や教育委員会で協力体制を整えまして、定期的に振り返りつつ進めていく。そういった形の動きができればと考えています。

以上で、説明を終わります。

(教育長)

ありがとうございました。説明は終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。山本委員。

(山本委員)

一貫教育となると、先進的事例の資料が、貴重な実践候補になると思いますが、なかなかやりたくてもできない難しさがあります。

1つは制度的な部分です。小学校と中学校は制度が違うので、教員定数や、施設の広も異なります。分離型とすると、管理職や校長はどのように配置するのか。分離だけど一貫教育と考えると、1人なのか、2人なのか。

また、管理職同士の意見交換、交流をどうしていくかというのも、⑨番の課題としてありますが、管理職の意見というのは大事にしないといけないと思っています。

せっかく一貫教育をやるわけですから、合同授業も何かやる必要があるか、その規模的をどうするのか。耐えうる施設があるか。この学校適正化等計画の中で、そこも含めた施設を残せるのかということも課題です。

それから、小学校の教科担任制も、実現できるとは思いますが、今の小学校を考えると、授業中の職員室には誰もいないという状況から考えると、なかなか難しいというふうには思っています。

小中一貫で考えると、支援教育の部分でまずはスタートできる可能性があると思います。というのは、合同授業の中でできるものがたくさんあるのではないかなと思います。寒川はそういった意味では全校に支援級がありますから、支援教育の中で小中の交流を進め、そこから先を考えられたらどうかと感じま

した。

最後になりますけれども、寒川には寒小中研、全体会はあるのですか。

(教育長)

黄木課長。

(学校教育課長)

寒小中研については、新型コロナウイルスの関係で3年間は中止になっています。4月1日以降、また5月8日以降、新型コロナウイルスについては5類に引下げられましたら、再開ということも考えられるのかな。と思っています。

(山本委員)

以前の寒小中研の時に、小・中学校の先生がお互いの授業を見るという機会があり、初めて小学校を見る先生、初めて中学校に行き子どもたちの成長を見ることがあり良かったということがありました。

そういったことが今後活発化することで、一貫教育が成り立つと思われるので、寒小中研の在り方等や内容等、企画を充実させることが有効ではないかと感じました。以上です。

(教育長)

貴重なご意見どうもありがとうございました。

他にはどうでしょうか。布谷委員。

(布谷委員)

この16年という長いスパンで、今から準備していくというのは、とても大事なことだと思いました。寒川町全体の子どものためのよりよい育ちというものを考えたときに、町内の公立の小中学校ならば、連携がしやすいと思います。また、以前随分言われていた小1プロブレムについても、忘れてはいけないことだと思っています。

とはいっても、難しい。保幼小、保育園、幼稚園、小学校というと、公立とかではない縛りがありますので、そこは難しいのですが、ただやはり小中だけの連携だけではなく、その前段階からの連携をどこかで一緒に考えていく必要があるのではないのでしょうか。

(教育長)

ありがとうございます。

これはすぐにこれからやるというわけではないとはいえ、お二人の委員さんの意見にもありましたけど、イメージが湧きにくく、実際に経験している人が学校の先生方の中にもいません。だからこそ、この最初の4年間で、色々なイメージを湧かすような実践校の資料を先生方に見て共感してもらいながら

進めていかなければならないと思っています。

保幼小の問題や、いろいろなつながりの問題、様々な問題が合わさっているので、大局的な視点と局所的な視点の両方が必要になってくると思いますので、ただいまのご意見はとても貴重だと思いながら伺っていました。事務局は、そういった意見も取り入れながら、資料の用意をお願いしたいと思います。

押味専任主幹。

(教育政策課専任主幹)

ご意見いただき、ありがとうございます。先ほど山本委員がおっしゃったように、うまくいっている小中一貫連携のその実際を調べますと、交流の場をしっかりと持ち、共有がすごくうまくいっています。小学校と中学校は文化が違いますし、同じ教員でも業務内容が異なることもありますので、そういったところうまく共有して、現場の先生方が交流しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

(教育長)

他にご意見等ありますでしょうか。これからも検討は続きますので、いろいろなことにご意見等をいただきたいと思います。今日のところは、他にはご質問等ないようですので、これで寒川町立小中学校の適正化等についての協議を終了いたします。

## 7. 議 事

(教育長)

それでは次に、議事に入ります。本日は3件の議案が提出されています。

まず、「議案第6号、令和5年度重点施策について」を審議します。事務局から提案及び説明をお願いします。高橋課長。

(教育政策課長)

それでは、議案第6号をご覧ください。読み上げをもってご提案とさせていただきます。

議案第6号、令和5年度重点施策について。

令和5年度重点施策について、別紙のとおり提案する。

令和5年3月22日提出。

寒川町教育委員会教育長、大川勝徳。

提案の理由。令和5年度教育関係の重点施策を策定するため提案する。

それでは令和5年度重点施策についてご説明をさせていただきます。重点施策でございますけれども、町の教育振興計画で示されております学校教育、社会教育の各分野で進むべき方向、目的を鑑みまして、また前年度に実施いたしました事業の点検と評価の結果等も受けて、この次年度に重点的に取り組む施

策をお示しするために定めるものという位置づけでございます。

内容につきましては、議案をおめくりいただきますと、重点施策の案とした表紙があり、さらにめくると、「はじめに」と記載してございます。

こちらは人口減少や少子高齢化、グローバル化、また新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえて、学校教育、社会教育を取り巻く状況や課題等に触れながら、令和5年度の重点施策について記載をしています。

もう一枚おめくりください。学校教育、社会教育の分野ごとの重点施策を一覧にしています。

もう1枚おめくりいただきますと、ここからページ番号が振ってありますが、まず1～6ページにわたり学校教育についての内容となっております。本日は、学校教育課、その次は教育施設給食課といった順番に、概要についてご説明いたします。学校教育の分野が終わりましたら社会教育ということで、教育政策課、また教育施設給食課という順番で内容が出てまいりますので、この順番にご説明をさせていただきたいと思っています。

それでは内容について、まず学校教育課長からお願いします。

(学校教育課長)

それでは1ページをご覧ください。学校教育のうち、6つの重点施策がございしますが、学校教育課所管は重点施策1から5になります。

まず重点施策の1としまして、「学力向上に向けた主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善の充実を図ります」になりますが、こちらは新学習指導要領に基づく施策となります。

取り組みとしては2つあり、1－1『主体的・対話的で深い学び』につながる授業実践及び指導と評価の一体化の推進等、今日求められる教育課題に関する校内研究会及び教職員研修会等の充実となっております。こういった主体的・対話的で深い学びにつながる授業実践は、教職員の指導力向上ということが、重要になってまいります。そうしたことから、各種校内研究に係る授業研究を推進していくとともに、教育講演会や職員研修会等を町教育委員会が主催し、指導力向上を図ってまいります。あわせて教育委員会、指導主事、また各校で授業研究会に向けた大学教授等の先進的な外部講師の招聘をいたしまして、指導力向上に努めてまいります。さらに、その運営に当たっては、学力向上の推進委員会を年4回実施したいと思います。

1－2『学習形態や指導方法等の工夫を通した一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実』として、少人数学習の推進の施策になります。

町内全小中学校に各1名ずつ、少人数学習補充教員、少人数学習補助員を配置してまいります。3校について、こうした教職員の不足がございしますが、次年度については年度当初から全て小中学校に配置できるように、今取り組んでいる所です。

ただし、県費教職員に産休や育休、また自己都合等で欠員が生じた場合は、こうした町費の教職員を県費に振り替え、欠員が生じるということもあります。

が、そうした場合もできる限り早く補充していきたいと考えています。こうした少人数学習を通じて、細かな指導につなげていきたいと思ひます。

続いて、2ページをお開きください。重点施策の2番として、「特別の教科道徳の時間を要とした教科等の指導を通して、児童・生徒指導の充実を図る」施策となります。

取り組みとしては2つあり、2-1『様々な体験的な学習等における児童・生徒の主体的な活動を通じて自己決定の場を設定し、自他を尊重する態度の育成といじめのない学級・学校づくりの推進』を掲げています。

具体的には、積極的生徒指導として、いじめ等の未然防止を図るため、子どもたちが互いの交流を通して人間的に成長を図っていくというものです。そうした中で自己決定の場を設定し、自己肯定感や自他を尊重する態度を育み、いじめの起きない学校づくりを目指します。

また、あわせて芸術鑑賞を各小学校で行うこととしています。

2-2『「特別の教科道徳」の特質を踏まえ、自ら考え判断し行動できる力を育む教育活動全体を通じた道徳教育の充実』の施策になります。

事業概要にあるとおり、特別の教科道徳を核とした道徳の授業、これは考え議論する道徳というのが求められており、そうした授業展開と、特別活動、学校行事、様々な部活動も含めた、教育活動全体を通して自他を大切にする、生命を尊重する心を育むことを目指します。

3ページをご覧ください。重点施策3番では、「支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育環境を整備」してまいります。

取り組みとしては2つあり、3-1『一人ひとりの教育的ニーズに合った学びの場で、適切な支援を受けながら学習することができる特別支援教育の充実』として、言葉の教室、通級指導を、小谷小学校と一之宮小学校を拠点として実施してまいります。また、特別教育に係る補助員を各小中学校に2名から3名配置してまいります。さらに、様々な就学相談を逐一町の相談員、指導主事等が受けながら、就学指導委員会と連携しながら、子どもたち一人ひとりのニーズに合った学びの場を支援してまいります。

3-2『児童相談所等の他機関との連携をした学校生活に不安や課題を抱える児童・生徒への相談指導体制の充実』では、特に不登校の児童生徒に対する相談体制の充実ということで、様々な相談員、訪問相談員や巡回相談員、学生相談員等を配置してまいります。心理士の資格をお持ちの心理相談員につきましては、ニーズに応じて増やしていくよう予算計上しています。

教育課題が様々な複雑化する中で、相談件数も年々増えており、丁寧に対応するとともに、他機関へ必要に応じてさらにつなげていくなど、さらなる取り組みを図ってまいります。

4ページをご覧ください。重点施策の4番、『質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する機会の充実を図る』施策です。

取り組みとしては2つあり、4-1『小学校に配置しています英語専科教員、それと、外国人指導者（FLT）の小・中学校への常駐配置による指導体

制の強化等の外国語教育の推進』を掲げています。

ご承知のとおり、F L Tを県内初で全小中学校に常駐配置しています。そうした中で、小学校においては全ての外国語の授業で、F L Tとのティーム・ティーチングが展開されている。また、外国語の授業だけではなく、様々な行事や教科、部活動といったところにF L Tと共に参加し、自然な形でコミュニケーション、対応を図ります。あわせて寒川イングリッシュキャンプを夏季休業中に実施してまいります。

さらにこうした外国語教育が連携できるよう、F L Tに加え、小中学校の各外国語教育担当の先生方で構成する推進委員会を年5、6回開き、先進的な研究授業の実施、例えばデジタル教科書の活用等について、教科書会社を招聘して、活用方法を検討する等の取り組みを行います。

4-2『外国語教育推進リーダー研究会を通じた組織的な研究体制及び情報共有の充実』として、町教育委員会と連携し、外国語教育の研究をさらに深めていくというものです。

5ページをご覧ください。重点施策5番、『情報活用能力を含む学力向上に向けたI C T機器を効果的に活用する授業の展開を図る』施策です。

取り組みとしては2つあり、5-1『I C T機器等の整備による新学習指導要領に対応した分かりやすい授業の展開に向けた授業研究体制及び教職員研修の充実』ということで、G I G Aスクール構想を導入していくものですが、今年度の全国学力・学習状況調査では、全国の中でも寒川町は活用が進んでいるという結果が出ております。

そうした中、さらに教員研修会、I C T担当者会議、教育課題研究会を通じまして、各校から先生方をお呼びしながら、共にI C T活用に向けた授業の展開を図ってまいります。

5-2『I C T支援員の配置による各校のニーズに応じた情報教育に係る支援の充実を図る』では、I C T機器の活用率の高まりの背景には、研修だけでなく、人的措置として、I C T支援員を町内に2名配置しています。この点に関しても、次年度の予算案に対して、支援員2名は変えず、2名の支援員の学校への訪問回数を、月2回から3回以上、場合によっては夏休み等の長期休業の分を平準化しまして、月4回行けるようにしていきたいと考えています。

学校でも、I C T機器の活用の幅が広がり、内容も高度化しておりますので、I C T支援員のお力を借りながら、さらなる推進に努めてまいります。学校教育課からは以上です。

(教育施設給食課長)

それでは、6ページをご覧ください。重点施策6『安心・安全な学校生活とよりよい学習環境づくりのために学校教育施設の整備の充実を図ります。』ということで、こちらも取り組みは2つで、6-1としまして、『学校施設の維持保全と整備を通じた安心・安全な学校教育を継続するための環境づくりを目指す』というものです。

とても当たり前のことでありながら、当たり前にやることがなかなか難しい分野です。令和5年度の計画では、旭小、小谷小、それから旭が丘中学校の外壁の修繕を実施する予定です。こちらは当初予算で計上していませんが、補正予算で予算を確保する予定です。

指標としては、整備・修繕対応件数で、発生したものに対して、経過観察していくケースを除き、9割を修繕対応していくことが目標です。

続きまして、6-2『工事および備品の調達による給食センター整備、運用手法検討・決定、学校給食費公会計化実施』ということで、2学期からセンター実施が始まりますので、その準備をしっかりと、小中合わせた安心・安全な給食を実施していくものです。運用の細かいところ、検討中のところもございいますので、運用開始までにしっかりと検討していきたいと思います。

公会計化については、後ほど別の議案にもありますが、私会計から公会計への移行を、小学校は4月から、中学校は9月から始めてまいります。

成果指標としましては、整備工事の進捗率及び備品等調達として、実際契約等の準備を始めているところでございますので、目標値のとおり、100%とさせていただきます。

(教育政策課長)

教育長、一旦ここで学校教育の説明が終わりますが、このまま社会教育もご説明したほうがよろしいですか。

(教育長)

学校教育がこれで終わりますが、この後の社会教育の説明を終わらせ、休憩に入りたいと思います。引き続き、事務局から説明をお願いします。

(教育政策課長)

7ページをご覧ください。

社会教育は大きな取組は、2つです。

重点施策1『社会の持続的発展のための学びを推進します』は、7～8ページで、重点施策の1としては4つの施策です。

1-1『人口減少や高齢化など多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応するため、現代的課題や地域課題についての学習機会の充実』は、記載のとおり、現代的・地域的課題に関する講座等の開催ということで、事業概要としては記載のとおりでございますけれども、成果の指標は、講座等の参加者の満足度としてまいります。

1-2『公民館利用者の高齢化や固定化が進んでいるため、サークル活性化を目指し、サークル入会体験フェスタやサークル育成講座などの事業の実施』は、公民館サークルの育成・支援ということで、サークル入会体験フェスタの実施や、育成講座等を行っていくものです。成果の指標は、公民館サークルの育成・支援につながるものとして、利用者の会登録団体数としています。

8 ページ、1－3『町民の知的要求や課題解決のための地域の情報拠点となる図書館として、特色ある企画テーマ展示の実施』は、図書資料を活用した様々なテーマの企画展示の実施ということで、成果指標については、単に展示をするだけではなく、それに伴ってどれだけ資料の貸出しが行われたのかということで、貸出点数を成果指標としています。

1－4『町民の読書活動を支援するボランティア活動の充実』は、読み聞かせボランティアや書架整理ボランティアを育成することで、地域の読書活動推進の担い手を育成するという内容です。指標は、その育成の状況を測る指標として、ボランティア活動の年間の参加人数にしています。

続いて9 ページ、重点施策2『多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育を支援します』ということで、多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育を支援します。こちらでは、3 世代同居の減少ですとか、世帯当たりの子どもの数の減少、また共働き世帯や独り親世帯の増加といった、家庭の評価が大きく変わる中、地域の未来の担い手である子どもたちを地域で育み、子育てを支援する事業を展開していきたいという内容となっております。

取組は2 つで、2－1『子育て家庭を支援するため、子育てや大人と子どものふれあう学習機会の充実』では、親子・子ども対象事業を各種開催してまいりたいと思います。指標は、公民館講座等における親子・青少年対象事業の割合としています。

2－2『幼少期から読書習慣の定着を目指し、図書館に来る機会づくりの充実』では、子ども対象の読書活動推進に関する事業の実施ということで、対象を細かく分けながら実施してまいりたいと考えています。成果指標は、利用登録者数における18 歳以下の割合という形にしています。

10 ページをご覧ください。重点施策3『郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する保護意識の向上を図ります』は、郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する保護意識の向上を図ります。という内容で、町内の近代文化財ということで、一之宮に所在します旧広田医院の関係です。町内初の国登録有形文化財への登録を目指して、これをきっかけに文化財保護ですとか意識の向上を図ること、それとともに講座の開催や文化財学習センターにある貴重な土器などの所蔵品について、様々な機会を捉えて展示することによって、文化財の関係を推進してまいりたいという内容です。

3－1『国登録有形文化財への登録の推進』とし、旧広田医院の関係になりますが、先週の17 日の金曜日に、国の文化審議会において、登録すべきという答申が文部科学大臣に出され、今後は告示をもって正式に登録という運びになると聞いております。例年ですと夏ぐらいまでには行われる予定ということでありますので、正式に確定しましたら、また皆様にこの関係についてもお知らせさせていただきたいと思っています。

3－2『講座や展示等を充実させ、町民が寒川町の文化財を知る機会の充実』は、学習センター事業や公民館事業の連携・協力を強化してまいりたいというものでありまして、指標は、参加者数としています。

教育政策課関連は以上になります。

(教育施設給食課長)

最後の重点施策4番『乳幼児から高齢者までの学びの拠点として、快適で安全な学習環境を整えるため、社会教育施設の整備等に努めます』です。

11ページをご覧ください。

4-1『指定管理者と連携し、必要な修繕などを実施』するものとして、5年度は、指定管理者側の実施ですが、町民センター受水槽揚水ポンプ修繕を計画しています。また、その他、突発的なことについては、細かなことは指定管理者が、大がかりなことは教育施設給食課が対応してまいります。以上です。

(教育長)

ありがとうございました。

説明が終わりました。お諮りします。ここで10分間ほどの休憩に入りたいと思いますが、よろしいですか。

<「はい」の声>

(教育長)

休憩に入ります。3時5分再開の予定です。

( 休 憩 )

(教育長)

休憩を解いて会議を再開します。説明が全て終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。小川委員。

(小川委員)

3点確認させてください。

1点目、4ページ4-1の事業概要の真ん中より少し下部の「外国語に関する資格を有する小学校英語専科教員」とありますが、どのような先生ですか。

2点目が5ページ5-2の事業内容、「新学習指導要領では、3つの資質・能力」というところ、3つの資質・能力は何でしょうか。分かりづらいので、注釈か何かをつけてほしいです。

3点目は、6ページ6-1の目標値が90%ですが、11ページの社会教育の成果指標、目標値が100%。社会教育が100%で学校教育が90%の理由を説明いただきたい。

(教育長)

黄木課長。

(学校教育課長)

1点目についてです。英語の資格、TOEIC等の資格や、中学校の英語の免許をお持ちの方たちを小学校に加配し、英語のみ、外国語のみを専門的に指導するという事で、南小学校を本務校として、南小学校の5、6年生の全クラスと、寒川小学校を兼務校としまして、寒川小学校の5、6年の全クラスの外国語を担当し、専門的な指導ができるよう加配する制度です。

2点目の3つの資質・能力は、学びに向かう人間性とか、知識、理解です。それとあと、思考力・判断力・表現等の資質・能力になります。こちらは業界用語的になってしまっていますので、もう少しかみ砕いて説明します。

(教育長)

水越課長。

(教育施設給食課長)

3点目は、まず社会教育が100%というのは、指定管理者が拾いきれないところを町がカバーする、細かいところを指定管理者が修繕等を行うのですが、指定管理者は、非常に小回りの利く対応をしていただいていますので、大きなことは当然町が予算を取って対応していきませんが、100%目標値を達成できるであろうと見込んでいます。学校教育は、直営ですので、優先度をつけて対応していきます。児童生徒の安全・安心に関わる部分に関しては当然100%ですが、細かいものの要望に近いものを含めると、経過観察していくものも考えられますので、そういったものが、10%程度あるだろうと見込んでいます。

(教育長)

小川委員。

(小川委員)

1・2点目はわかりました。3点目は、安心・安全の優先度があり、危険だと思われることに関しては対応しているということが明記されると、皆さん安心できるのではないかと思います。

(教育長)

水越課長。

(教育施設給食課長)

文章を加えます。

(教育長)

他にはいかがでしょうか。布谷委員。

(布谷委員)

4ページの「質の高い」という言葉が、少し引っかかります。質の高い外国語授業で、成果指標が、外国語を楽しく学んでいる児童生徒の割合の90%とあります。質の高い、低いとかというのはどう捉えられているのか。

内容を見るととても充実して、頑張っていらっしゃるのは分かるのですが、この語句が気になります。

(教育長)

黄木課長。

(学校教育課長)

質の高い外国語授業というのは、やはり学習面で子どもたちが意欲を持って取り組めることだと考えています。それは子どもたちの達成感につながっていて、前提として、しっかり理解できているといった部分につながります。

授業の目的は習得になりますので、子どもたちが楽しく学んでいるというのは、自己の変容、子どもたちの成長につながっていると考え、児童生徒のアンケートの満足度を成果指標としています。以上です。

(教育長)

よろしいですか。

(布谷委員)

はい。

(教育長)

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、この令和5年度の重点施策は、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

#### <「異議なし」の声>

(教育長)

それでは、本議案は原案のとおり決します。

次に、「議案第7号、令和5年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について」を審議いたします。

事務局から提案説明をお願いします。

(学校教育課長)

議案第7号、令和5年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について提案させていただきたいと思います。資料の読み上げにより説明とさせていただきます。

議案第7号「和5年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について」。令和5年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更を別紙のとおりとする。

令和5年3月22日提出。寒川町教育委員会教育長大川勝徳。

提案理由「寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年度寒川町立小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について提案する。」

1ページおめくりください。

令和5年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更についてですが、授業日とする日は、小学校の変更はありません。中学校は、8月30日（水）及び31日（木）を授業日とするものです。

下段の四角く囲ってある部分は参考資料で、寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則から休業日に関する条文を抜粋したものですので、お時間のある時にご確認ください。説明は以上です。

(教育長)

説明が全て終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。ご意見等がないようですので、「議案第7号 令和5年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について」は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

## <「異議なし」の声>

(教育長)

それでは、本議案は原案のとおり決します。

次に、「議案第8号 寒川町学校給食費の管理に関する規則の制定について」を審議いたします。

事務局から提案・説明をお願いいたします。

(教育施設給食課長)

議案第8号 寒川町学校給食費の管理に関する規則の制定について提案させていただきます。資料の読上げをもって説明とさせていただきます。

議案第8号「寒川町学校給食費の管理に関する規則の制定について」。

寒川町学校給食費の管理に関する規則の制定について、別紙のとおり提案する。令和5年3月22日提出。寒川町教育委員会、教育長大川勝徳。

提案理由、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費を令和5年度より公会計で取り扱うことに伴い、必要な事項を定

めるため提案する。

次ページをおめくりください。規則の条文です。

第1条では、本規則の趣旨を記載しており、寒川町が実施する学校給食に係る学校給食法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費の徴収、管理等に関し、必要な事項を定めるとしています。

第2条はこの規則置ける用語について記載しています

第3条では、学校給食費は、保護者及び教職員等が負担するものとし、第4条では、学校給食費の額について、小学校で実施される学校給食に係る額を日額280円に、中学校において実施される学校給食に係る額を日額350円としています。

第5条は、アレルギー等による学校給食の停止ができることとし、保護者からの申出により、児童又は生徒におけるアレルギーその他の事情を勘案し適当と認めるときは、児童又は生徒に対し、学校給食として提供する牛乳又は牛乳以外の学校給食を停止することができることとしています。

第6条では、徴収する学校給食費の額は概算払によるものとし、小学校では、月額4,700円、9月から実施する中学校は、月額5,800円とし、牛乳等を停止した額もそれぞれ定めています。なお、現在行っている学校給食費の額の特例は、附則に規定し、当分の間行うものとし、保護者の負担額は据え置くこととしています。

第7条では、学校給食費の納付方法を定め、前条までに定める月額を、5月から翌年3月までの各末日までに口座振替の方法により納付するものとしませんが、児童手当からの支払の申出についても規定しています。

この他、就学援助の準要保護については、原物給付として支給されますので、支払い自体発生しないようになっています。

第8条では、概算払いにより徴収した学校給食費を、一の年度を通じた喫食日数に応じて精算を行うこととしています。

第9条は、学校給食費の減額または免除について規程しており、第1号では、火災、風水害、地震その他これらに類する災害により学校給食費の支払いが困難であるとき、被災日の属する月から一定期間の間免除できることとし、第2号は、その他教育長が特に必要と認めるとき、教育長が必要とする額を減額することができることとしています。

以降、第10条では、過誤納金の取扱いについて、第11条は、督促について、第12条では、この規則に定めるもののほか、学校給食費の管理について必要な事項は、教育長が別に定めることとしています。

なお、この規則の施行日を、令和5年4月1日とし、現在行っている学校給食費の額の特例は当分の間行う旨、附則において記載しております。本議案に関する説明は以上です。

(教育長)

説明が全て終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。ご意見等がない

ようですので、「議案第8号 寒川町学校給食費の管理に関する規則の制定」は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

(教育長)

それでは、本議案は原案のとおり決します。以上で議事を終わります。

8. その他

(教育長)

それでは次に、その他です。本日の案件は1件です。それでは、「令和5年度小学校の給食回数について」、事務局から説明をお願いします。水越課長。

(教育施設給食課長)

それでは、資料No.5をご覧ください。令和5年度小学校の給食回数についてご説明させていただきます。

各月の給食回数は資料のとおりですが、4月は2年から6年は10日から給食を開始し15回、1年は18日から開始しますので9回となります。その他、各学校の行事等により給食回数が変わることがあり、年間で184回を予定しています。簡単ですが、説明は以上です。

(教育長)

説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。ご意見等がないようですので、令和5年度小学校の給食回数についてを終わります。

9. 閉 会

(教育長)

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、次回定例会の期日を決めたいと思います。次回は、令和5年4月20日の木曜日、午後1時30分から、場所は役場の東分庁舎第3会議室において開催ということでいかがですか。よろしいですか。

<「はい」の声>

(教育長)

それでは、次回の定例会は、4月20日木曜日、午後1時30分から、東分庁舎第3会議室において開催します。

それでは、これもちまして、寒川町教育委員会3月定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

上記事項につき全委員確認し終了したので閉会を宣言した。

上記会議録の顛末を記載し相違ないことを証してここに記載する。

令和5年10月19日

教育長 大川 勝徳

署名委員 山本 博司

署名委員 布谷 あけみ

会議録調製者 千野 あずさ